の給与の種類及び基準に関する条例 の制定について

次のとおり企業職 員の給与の種類及び基準に関 する条例を制定することについて、

方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九十六条第 項の規定により、

会の酸決を求める。

昭和四十五年

三朝町長

朝町議会議長牧田

[鳥中区]

基準に関する条例 企業職員の給与の種類及び

(条昭 例 第年 月 5月

(この条例の目的)

第一条 この条例は、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九 う。)の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。 十二号。以下「法」という。)第三十八条第四項の規定に基づき、 法第十五条第一項に規定する企業職員(以下『合業 職員』とい

第二条 企業職員で常時勤務を要するもの(以下「職員」という。) の給与の種類は、給料及び手当とする。

(給与の種類)

- 当を除いた全額とする。 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手
- 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整三当、扶養手当、通勤 当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手 手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手

第十三編
公営企業
(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例)

当とする。

(給料表)

第三条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の 給料表を設けるものとする。

- を設けて定めるものとする。 **給料表の給料額は、職務の等級及び当該職務の等級ごとの号給**
- 3 めなければならない。 **差額は、法第三十八条第二項及び第三項の規定の趣旨に従つて定** 各職務の等級における最低の写給の給料類及び号給間の給料額の 給料表の種類、給料表に定める職務の等級及び号給の数並びに

(管理職手当)

第四条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のう ち、その特殊性に基づき管理者が指定するものについて 支給 す

(初任給調整手当)

第五条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用に 環員に対して支給する。 よる欠負の補充が困難であると認められる職に新たに採用された

(扶養手当)

第六条 抉養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

六三七五

- 2 扶選手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の2 扶選手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の
- 者を含む。) 配偶者(届出をしないが専集上婚姻関係と同様の事情にある
- 二 満十八才未満の子及び孫
- 三 満六十才以上の父母及び祖父母
- 四 満十八才未満の弟妹
- 五 不具廃疾者

(通勤手当)

第七条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- トル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。)グ困難である職員以外の職員であつて交通機関を利用しないでく困難である職員以外の職員であつて交通機関を利用しないで通過を利用しないで通過を引用しないでの選貨を負担することを常し
- て自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合ければ通勤することが考しく困難である職員以外の職員であついう。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しな二 通勤のため自転車その他の交通の用具(以下「自転車等」と

- げる職員を除く。)
- 距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。) 転車等を使用することを常例とする職員(交通機関を利用し、 る職員以外の職員であつて、交通機関を利用せず、かつ、自転 事等を使用しないで徒歩により通勤することが若しく困難である職員(交通機関を利用し、

(特殊勤務手当)

- ものに従事する職員に対して支給する。 一つ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるの、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるの、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるのに従事する職員に対して支給する。
- 第九条 削除

(寒冷地手当)

- (時間外勤務手当) きは、その前日)において在職する職員に対して支給する。 第十条(寒冷地手当は、八月三十一日(その日が日曜日に当たると
- 命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間をこえて勤務した全時第十一条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを

(鳥中区)

(第十六条 勤勉手当は、職員の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営

(退職手出

第十二条 職員には、正規の勤務日が休日にあたつても、正規の給

与を支給する。

とを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給

休日勤務手当は、休日において正規の勤務時間中に勤務するこ

間について支給する。

(休日勤務手当)

- を生じたため退職した場合 職制造しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過負
- 二 傷い疾病によりその職に堪えず退職した場合

第十三条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後十時から翌

(夜間勤務手当)

日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられた職 員に 対し

- 三 前二号に掲げる理由以外の理由により本人の意に反して退職
- した場合

四 在職中に死亡した場合

2 退職手当は、次の各号の一に該当する者には支給しない。

第十四条 宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、

(宿日直手当)

て、その間に勤務した全時間について支給する。

当該勤務について支給する。

前項の勤務は、第十一条、第十二条第二項及び前条の勤務には

- 条の規定による懲戒免職の処分を受けた者 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十九
- 大条第一号に該当する場合を除く。)をした者二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職(同法第十
- 号)第十一条の規定に該当し退職させられた者三(地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二 百 八 十 九
- 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十条及び第二

第十三編 - 公営企業 (企業職員の給与の種類及び基準に関する条例)

第十五条 期末手当は、三月、

六月及び十二月に職員の在職期間に

応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。

(勤勉手当)

含まれないものとする。

(期末手当)

により解雇予告手当を支払う場合においては、これに相当する額 十一条又は船員法(昭和二十二年法律第百号)第四十六条の規定 を減額して退職手当を支給するものとする。

手当として支給する。 る金額を同法の規定による失業保険金の支給の条件に従い、退職 て一年以内に失業している場合において、その者が失業 保 険 法 達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当す (昭和二十二年法律第百四十六号)に規定する失業保険金の額に 勤続期間六月以上で退職した職員が退職の日の翌日から起算し

(給与の減額)

第十八条 一歌員が励務しないときは、その勤務しないことにつき特 勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 に承認のあつた場合を除くほか、その勤務しない一時間につき、

第十九条 職員が地方公務員法第二十八条第二項の規定により休職 にされたときは、管理者が定めるところにより給与を支給するこ とができる

(休職者の給与)

(専従休職者の給与)

第十九条の二 地方公営企業労働関係法第六条第一項ただし書の許 可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給

与も支給しない。

(非常勤職員の給与)

第二十条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との 権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

則

(施行期日)

2 三朝町分は企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 (三人民) (本) (三人民) (本) (三人民) (本) (三人民) (

四十三年三朝町条例第十(号)は、廃止する。

(経過措置)

4 職員に暫定手当が支給される間は、第二条第三項中「初任給調 3 整手当」とあるは「初任給調整手当、暫定手当」と読み替えてこ 給料の支給を受ける職員に対して、月額の暫定手当を支給する。 昭和四十三年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間

5 退職手当に関する規定は、当分の間、連束しないものの規定を適用する。

とする。